

諮詢第8号

答 申

第1 審査会の結論

千葉市長（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し平成17年○月○日付け千葉市指令保健企第○○○一〇号で通知した「平成■年○月に請求者が、千葉市病院事業課と海浜病院に送付した内容証明に対する千葉市（保健衛生部又は健康部）から請求者に送付した内容証明」（以下「本件内容証明」という。）を不開示とした決定は、妥当である。

第2 諒問に至る経過

諒問に至る経過は、次のとおりである。

1 開示請求

異議申立人は、平成17年○○月○○日、千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、本件内容証明の開示請求を行った。

2 不開示決定

実施機関は、開示請求のあった本件内容証明は存在しないとして、不開示決定を行い、その旨を平成17年○○月○日付け千葉市指令保健企第○号により異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件内容証明を不開示とした決定を不服として、平成17年○○月○○日付で、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立てを行った。

4 諒問

実施機関は、条例第42条の規定に基づき、平成18年2月2日付け17千保健企第○○○号により本審査会に諒問した。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述における異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件内容証明の不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立て人が主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

これに対し、実施機関（海浜病院）から送付された ■ 千保海病第〇〇号「平成 ■ 年〇月〇〇日付内容証明郵便物の謝罪要求書について」は、私的文書「謝罪要求書」に対する答弁書であり、別に実施機関から本件内容証明が送付され、2通の内容はそれぞれ異なるものであった。

平成■年〇月あるいは〇月に本件内容証明の存在を想起し、読み返したところ、異議申立人が手術を受けたのは平成■年のみであると記載されていたが、その収納場所を再び失念してしまった。

平成 ■ 年〇〇月、再度記憶を回復し、実施機関に対し本件開示請求を行ったところ、不開示の決定を受けた。また、郵便局に対し本件内容証明の謄本の閲覧を依頼したところ、実施機関の承諾が必要である旨の説明を受けたため、実施機関に協力を依頼したが拒否された。さらに、平成 ■ 年〇〇月〇日、実施機関（海浜病院）においてカルテの写しの交付を受けたところ、改ざん及び偽造が行われていたとともに、他の患者のカルテと検査記録が混入されていた。実施機関はこのような海浜病院の対応に対し、適切に監督及び指導する義務があるとともに、実施機関が送付した本件内容証明を開示することにより、異議申立人が失った記憶の回復に協力しなければならない。

第4 実施機関の説明要旨

異議申立てに対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

異議申立人が開示請求を行った本件内容証明は、作成しておらず、存在しない。異議申立人が実施機関に送付した文書に対する回答は、平成 ■ 年〇月〇〇日付け決裁により普通郵便で送付した文書以外には存在しない。

異議申立人が主張するような、郵便局において本件内容証明の謄本を閲覧するための承諾を求められたことはないが、郵便局は内容証明郵便物の受付記録を保存していることから、実施機関として本件内容証明を送付していないことを確認するため、実施機関が発送した記録の存否を照会したところ、郵便局は、その証明を行うには郵便物受領証を提示することが必要であるとして応じず、結果として発送していないとの証明を得ることはできなかつた。

また、文書処理の原則から、同一の内容について2通りの回答をすることはありえない。

よって、異議申立人の主張は認められない。

第5 審査会の判断

審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討するとともに、実地調査を行った結果、以下のように判断する。

1 本件内容証明について

本件内容証明は、「平成 ■ 年〇月〇〇日に異議申立人が実施機関に内容証明郵便物として送付した文書に対して、実施機関が異議申立人に内容証明郵便物として送付した回答文書」である。

2 本件内容証明の不存在について

異議申立人は、実施機関から本件内容証明を受領した記憶がある旨主張している。そこで、審査会は、異議申立人の主張に対して実施機関に説明を求めるとともに、実地調査を行うこととした。

実施機関によると、異議申立人が平成 ■ 年〇月〇〇日に実施機関に送付した3通の文書はいずれも海浜病院産婦人科医師に謝罪を求めるものであったため、回答は海浜病院長及び病院事業課長の連名で行うこととし、海浜病院長が自筆で回答文書の原案を作成した。この原案を事務局職員が

回答様式に整えるとともに済書し、病院事業課長に合議した上、同年〇月〇〇日に決裁を受け、普通郵便により送付した。実施機関が異議申立人に送付した回答文書は他に存在しないため、不開示決定を行った。また、実施機関は、本件内容証明を発送した記録の存否を郵便局に照会したが、郵便局は応じず、結果として発送していないことの証明を得ることはできなかつたと説明している。

上記の説明を受け、審査会は、平成18年8月29日に実施機関（海浜病院）に対する実地調査を行つた。その結果、実施機関が作成した「文書事務の手引」によると、往復文書など、一つの事案には一つの文書番号を用いること、さらに、その処理経過を文書整理簿の処理欄に記載することとされているところ、文書番号については、異議申立人が実施機関（海浜病院）に内容証明郵便物として送付した文書を收受した番号と、実施機関（海浜病院）が異議申立人に普通郵便により送付した文書に記載した番号は一致していたが、文書処理経過については、調査を行つた平成13年度分の文書整理簿について、一部を除いて処理欄の記載が行われていなかつた。このため、異議申立人から送付された文書の処理状況を確認することはできなかつた。なお、異議申立人の申出を受けてカルテの写しを交付した際に、管理上の過ちにより、他の患者の経過記録が混入し、後日回収していたことを確認した。

続いて、平成18年9月21日に再度実施機関（健康企画課病院事業室、当時は病院事業課）に対する実地調査を行つた。その結果、異議申立人から送付された文書、異議申立人から受けた電話の応対記録及び異議申立人へ送付した文書の写し並びにそれぞれの関連文書は一括して管理されていることを確認したが、本件内容証明を発見することはできなかつた。

上記のように、審査会は、本件内容証明の存否を確認するため、実施機関からの口頭による理由説明の聴取、異議申立人からの口頭による意見の聴取並びに実施機関に対する実地調査を行うなど必要な調査を行つたが、本件内容証明が存在するという心証を得ることはできなかつた。

したがつて、実施機関が本件内容証明を保有していることを確認することはできないことから、実施機関の判断は妥当であるといわざるを得ない。

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 附帯意見

本件内容証明の存在を確認することができない以上、審査会は、上記のよ

うに判断せざるを得ないが、個人情報の取扱いについて、次のとおり附帯意見を述べる。

個人情報保護制度が円滑に機能するためには、実施機関の保有する個人情報の適正な管理及び開示等の請求に対する適切な対応が不可欠である。

実施機関が、「両市立病院における診療情報の提供に関する要綱」を独自に定め、条例に基づく開示請求によるまでもなく積極的に診療情報を提供していることについては評価できる。

しかしながら、審査会の調査で明らかになったように、個人情報の取扱いが適正に行われていたとはいえず、実施機関に対し、慎重な取扱いに努められるよう要望する。

○
<参考>

答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成18年 2月 2日	諮詢書、理由説明書の受理
平成18年 4月10日	審議（第54回審査会）
平成18年 4月20日	異議申立人から意見書を受理
平成18年 5月15日	審議（第55回審査会）
平成18年 7月11日	異議申立人から意見を聴取（第56回審査会）
平成18年 8月 8日	実施機関から決定理由等の説明を聴取 (第57回審査会)
平成18年 8月29日	実施機関への実地調査（海浜病院）
平成18年 9月21日	実施機関への実地調査（健康企画課病院事業室）
平成18年10月19日	審議（第58回審査会）
平成18年12月19日	審議（第59回審査会）